

**熊本県告示第156号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年2月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
牛深市社会福祉協議会居宅介護事業所 牛深市牛深町122番地2	社会福祉法人 牛深市社会福祉協議会 牛深市牛深町122番地2 西村 武典	平成15年 2月13日	43000300009114	児童居宅介護

**熊本県告示第157号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年2月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
牛深市社会福祉協議会居宅介護事業所 牛深市牛深町122番地2	社会福祉法人 牛深市社会福祉協議会 牛深市牛深町122番地2 西村 武典	平成15年 2月13日	43000200022118	知的障害者居宅介護

**熊本県告示第158号**

昭和61年5月6日熊本県告示第353号（有害がん具類の指定）の一部を次のように改め、平成15年4月1日から施行する。

平成15年2月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表を次のように改める。

種 別	がん具類
名 称	がん具空気銃
構 造	手動により空気圧縮ポンプを作動し、圧縮された空気の力を利用して弾丸を発射させるもの
機 能	当該空気銃用として販売されている弾丸を装てんし、発射した場合において、発射弾丸の有する運動エネルギーが銃口の直前で0.135J（ジュール）を越えるもの
指 定 理 由	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれがあるため

**熊本県告示第159号**

昭和62年2月21日熊本県告示第154号（有害がん具類の指定）の一部を次のように改め、平成15年4月1日から施行する。

平成15年2月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表を次のように改める。